

第1回 佐世保市福祉有償運送運営協議会 議事概要

開催日時 平成19年3月23日（月）13:30～14:40
 出席委員 11名（ほか代理出席2名）
 事務局 千布（保健福祉部）次長、富田（保健福祉部）次長兼健康づくり課長、
 田島（総務企画課）課長、林（長寿社会課）課長、松本（障害福祉課）課長、
 本田（子育て家庭課）課長

1. 開 会

2. 市長あいさつ

3. 委嘱状及び人事発令通知書の交付

4. 会長・副会長の選出

【次のとおり決定した】

会 長	学識経験者	長崎県立大学客員教授
副会長	協議会の主宰者である佐世保市の職員	保健福祉部長

5. 情報公開の告示

【次のとおり決定した】

会 議	原則として公開とするが、議事の内容が「佐世保市情報公開条例」及び「施行規則」に抵触すると思われる個人情報等に該当する場合は、適宜、協議会に諮り非公開とする。
議事概要	委員名を「A委員」「B委員」という形で記載して、本市インターネットホームページ等で公開する。

6. 議事

(1) 福祉有償運送の概要について

・障害福祉課長が、資料2「資料綴」P4～10をもとに説明。

《意見・質疑なし》

(2) 福祉有償運送運営協議会の概要について

・総務企画課長が、資料2「資料綴」P2～3、P11～16をもとに説明。

《質疑応答》

(A委員) 登録要件の「運送の区域」については、「発着地のいずれもが運送の区域外にある旅客の運送をしてはならない」となっているが、これは、どちらかがその区域内にあればいいということか。

(総務企画課長) そのとおりである。

(B委員) 資料2のP10「5. タクシーの状況」について、現在の数字をお知らせしたい。法人が616台、個人が124台で計740台、福祉車両は寝台車が2台、リフトが1台の計3台である。

(3) 協議予定のNPO法人について

- ・ 障害福祉課長が、資料4「協議予定のNPO法人の概要について」をもとに説明。

《質疑応答》

(C委員) 当該法人の運送の対価は、タクシー料金の半額程度になるのか。

(障害福祉課長) 目安として、現在、利用に対する寄付金という形で、5km未満で500円、5kmから10km未満で600円、10km以上で700円をいただいて活動しておられる。

(C委員) タクシー業界としても、白タク行為になるのではないのかということが一番に心配していたが、法制化により、これだけきちんと決まっていればいいのではないのか。

(4) 今後のスケジュールと次回の協議会開催について

- ・ 障害福祉課長が、資料2「資料綴」P13をもとに説明。

《質疑応答》

(D委員) 申請内容がわかっているならば、事前にお知らせいただきたい。

(企画係長) 当該法人が国土交通省に申請する前の段階で、その内容を協議会で協議していただくが、会議の1カ月前、あるいは1週間という場合もあるかもしれないが、開催案内とあわせて資料をお送りして、事前に見ていただくことにしている。

【次回（第2回）開催は、5月ごろの予定】

(5) その他

《意見・感想等》

(C委員) 昨年から、人工透析者の有償の送り迎えが行われているということは、我々の耳にも入っていた。タクシー業界の売り上げは、平成3年をピークに右肩下がりである。そのような状態の中でこういったことが出てくると、タクシーを脅かしかねないと心配していたが、きちんと法律に則ってやっていかなければよいと思う。

いまのところ、特にまとめてはいないが、業界からのいろいろな意見については、随時この協議会にお持ちしたい。

(E委員) 近頃、特に生活困窮というような話を耳にする。医療費が上昇している中で、このような制度ができれば、障がい者の方々にとっても大変喜ばしいとは思いますが、逆にタクシー会社の弱体化によりタクシーに乗れなくなるような状況になっても困る。

(F委員) 高齢者としても懸念している。実際問題として、要介護者などの方たちが病院に行く場合、診療代よりもタクシー代が高いので、普段から、こういうことは早く進めるべきであろうと考えていた。福祉政策の一環として非常にいいと思う。

(G委員) 福祉有償運送に関しては、一方で障がい者や高齢者の方々の意見もあると思うが、全体としてどうやって足を確保するかということも非常に難しい問題である。

我々も制度に則ってやろうと思っているが、これがどこまで認められるかは、この協議の場にかかっている。佐世保市全体としての街のにぎわいにもつながっていく話なので、個人情報の扱いについてもクリアしながら、闊達な御議論をいただきたい。

7. 閉 会

(以 上)